(証券コード6822)
2023年６月14日

株　主　各　位

横浜市港北区菊名七丁目３番16号
大 井 電 気 株 式 会 社
代表取締役社長　石　田　　甲

第99期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第99期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第99期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

https://corporate.ooi.co.jp/ir/stock/meeting/

　また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認下さい。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「大井電気」又は「コード」に当社証券コード「6822」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を順に選択して「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認下さい。）

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、４頁から５頁のご案内に従って書面又は電磁的方法（インターネット）により、2023年６月28日（水曜日）午後５時15分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　2023年６月29日（木曜日）午前10時

2．場　　所　横浜市港北区菊名七丁目３番16号
当社本店会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。）

3．会議の目的事項

報告事項１．第99期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第99期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

【会社提案（第１号議案から第４号議案まで）】

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第３号議案　補欠の監査等委員である取締役３名選任の件

第４号議案　会計監査人変更の件

【株主提案（第５号議案及び第６号議案）】

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の減額の件

第６号議案　当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の廃止の件

株主提案（第５号議案及び第６号議案）に係る議案の要領は、後記の「株主総会参考書類」（15頁から20頁まで）に記載のとおりであります。

4．招集にあたっての決定事項

（1）電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
② 事業報告の「株式会社の支配に関する基本方針」
③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
④ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

（2）書面（郵送）とインターネットの両方で重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネット

により複数回、議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

（3）ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案議案については賛、株主提案議案については否の表示があったものとして取り扱います。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎〈新型コロナウイルス感染症による感染予防に関するお知らせ〉

株主の皆様におかれましては、現下の状況を鑑み、感染拡大防止の観点から、当日体調がすぐれない方につきましては、インターネット又は書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控え下さいますようお願い申し上げます。

株主総会運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.ooi.co.jp）において掲載することにより、お知らせいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

日　時

2023年6月29日（木曜日）
午前10時（受付開始:午前9時半）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函下さい。

行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後5時15分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力下さい。

行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後5時15分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

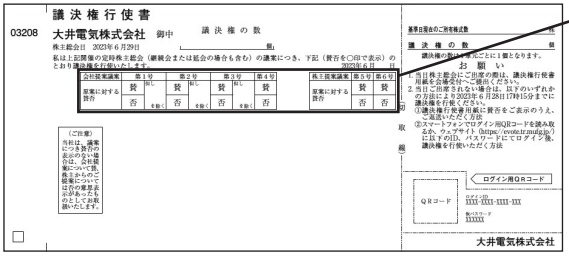

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

<会社提案>

第1号・第2号・第3号議案

全員賛成の場合：**「賛」の欄に○印**

全員反対の場合：**「否」の欄に○印**

一部の候補者を反対される場合：
「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対される候補者の番号を（　）内にご記入ください。

第4号議案

賛成の場合：**「賛」の欄に○印**

反対の場合：**「否」の欄に○印**

<株主提案>

第5号・第6号議案

賛成の場合：**「賛」の欄に○印**

反対の場合：**「否」の欄に○印**

第5号議案から第6号議案は株主様からのご提案です。取締役会としてはこれらの議案にいずれも反対しております。

書面（郵送）とインターネットの両方で重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

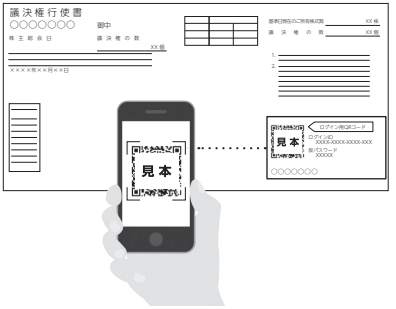

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

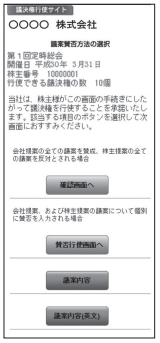

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

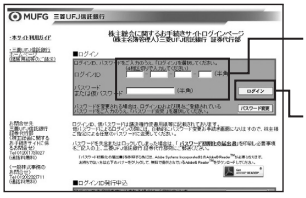

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 新しいパスワードを登録する。

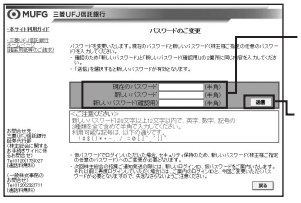

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

【会社提案（第１号議案から第４号議案まで）】

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（４名）が任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いするものであります。なお、本議案は取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会での審議を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	石田（いしだ）　甲（こう） （1963年６月18日生）	1987年４月　㈱三和銀行入行 1997年７月　当社入社 1999年６月　当社取締役経営管理本部長付 2003年４月　当社取締役第１事業部大阪支社長 2004年５月　当社取締役事業本部大阪支社長 2007年７月　当社取締役第三営業本部長 2012年４月　当社取締役管理統轄副統轄兼経営管理第二本部長 2013年６月　当社常務取締役 2014年４月　当社取締役社長（現任）	43,768株
	（取締役候補者とした理由及び期待される役割） 金融機関での勤務を経て営業部門の責任者を務めたこと、取締役社長として当社グループ経営を牽引してきたことによる豊富な経験と実績を活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上が期待されるため、引続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	仁井 克己 (1961年9月27日生)	1985年４月　東京電力㈱入社 2009年７月　同社電子通信部通信企画グループマネージャー 2012年10月　同社電子通信部長代理 2013年６月　同社江東支社長 2017年７月　当社第一営業本部長付 2019年４月　当社営業統括副統括 2019年６月　当社取締役営業統括副統括 2020年４月　当社取締役経営管理本部長（現任）	1,830株
	（取締役候補者とした理由及び期待される役割） 電力会社における電子通信部門、支社長勤務を経て、営業部門責任者を務めたことによる豊富な経験と実績を活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上が期待されるため、引続き取締役として選任をお願いするものであります。		
3	岡本 俊也 (1959年12月４日生)	1982年４月　三菱電機（株）入社 2005年４月　同社北陸支社電子通信部長 2012年４月　同社通信事業部専任 2013年１月　当社出向、第二営業本部長付 2013年４月　当社出向、第二営業本部長 2015年３月　当社第二営業本部長 2017年４月　当社執行役員第二営業本部長 2020年４月　当社執行役員営業統括副統括兼第二営業本部長 2020年６月　当社取締役営業統括副統括兼第二営業本部長（現任）	1,679株
	（取締役候補者とした理由及び期待される役割） 総合電機メーカーにおける通信事業営業部門での勤務を経て、営業部門責任者を務めたことによる豊富な経験と実績を活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上が期待されるため、引続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	岡本 和久（おかもと かずひさ） (1966年10月1日生)	1987年４月　当社入社 2007年７月　当社システムエンジニアリング本部通信伝送システム部次長 2008年４月　当社ＳＥセンター長 2012年４月　当社営業統轄ＳＥセンター長 2015年４月　当社水沢製作所長 2017年４月　当社執行役員水沢製作所長 2022年６月　当社取締役ＳＥ本部長 2023年４月　当社取締役ＳＥ本部長兼仙台研究開発センター長（現任）	3,644株
	（取締役候補者とした理由及び期待される役割） ＳＥ本部長・製作所長として、営業及び技術の分野における責任者を務めたことによる豊富な経験と実績を活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上が期待されるため、引続き取締役として選任をお願いするものであります。		
5 ※	菅野 新智（かんの よしのり） (1961年3月24日生)	1984年10月　大井電子（株）入社 2000年４月　当社通信伝送事業部システム１部顧客支援推進室長 2005年４月　当社生産本部ソフトウェア２部長 2009年４月　当社水沢製作所NW・監視制御システム技術部長 2012年４月　当社水沢製作所通信システム第二技術部長 2015年４月　当社水沢製作所副所長兼通信システム第二技術部長 2019年４月　当社水沢製作所長 2021年４月　当社執行役員水沢製作所長（現任）	0株
	（取締役候補者とした理由及び期待される役割） ソフトウェア部門長として開発を経験し、また製作所長として生産・技術部門の責任者を務めたことによる豊富な経験と実績を活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上が期待されるため、取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）1. 上記各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任の取締役候補者であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して被保険者が被る損害を補償することとしており、上記各候補者の選任が承認された場合、各候補者は被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は当社が全額負担しております。

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	藤井 正人（ふじい まさと） (1961年6月3日生)	1984年４月　当社入社 2012年４月　当社技術・生産統轄水沢製作所品質保証部長 2017年４月　当社監査室副室長 2017年６月　当社監査室長兼監査役付 2021年４月　当社監査室副室長 2021年６月　当社監査等委員である取締役（現任）	584株
	（監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割） 藤井正人氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、技術・品質部門長、監査室長を務めたことによる豊富な経験と実績を活かしていただくためであり、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上を期待しております。		
2	安井 宏樹（やすい ひろき） (1965年3月18日生)	1987年４月　三菱信託銀行㈱　入社 2005年10月　三菱UFJ信託銀行㈱　企業金融部 業務グループ主任調査役 2009年６月　同社コンプライアンス統括部 統括マネージャー 2014年４月　同社監査室長 2018年６月　エム・ユー・トラストアップルプランニング出向（取締役総務部長） 2021年４月　同社顧問 2021年６月　当社監査等委員である取締役（現任）	433株
	（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 安井宏樹氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、金融機関における責任者を務めたことによる豊富な経験と実績から、広範かつ高度な視野で提言いただくためであり、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上を期待しております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3 ※	本村（もとむら） 健（たけし） （1970年８月22日生）	1997年４月　岩田合同法律事務所山根室入室（現任） 2003年10月　Steptoe & Johnson LLP ワシントン・オフィス勤務 2015年４月　最高裁判所司法研修所教官（民事弁護） 2016年６月　株式会社データ・アプリケーション 社外取締役（現任） 2017年４月　HITOWAホールディングス株式会社 社外取締役 2017年11月　アルテリア・ネットワークス株式会社 社外監査役（現任） 2018年６月　当社社外監査役 2019年12月　学校法人大妻学院　監事（現任）	1,000株
	（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 本村健氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての法律に関する高い見識に基づき、広範かつ高度な視野で提言いただくためであり、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。また、当社の社外監査役を務めたことによる経験から、当社の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上を期待しております。		

（注）1. 当社は、本村健氏が所属している岩田合同法律事務所との間に顧問契約を締結しております。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
3. 安井宏樹氏及び本村健氏は社外取締役候補者であります。
4. 安井宏樹氏及び本村健氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、就任された場合には独立役員として届け出る予定であります。なお、当社は、本村健氏が所属する岩田合同法律事務所との間で顧問契約を締結しておりますが、その取引額は2023年3月期で、1000万円未満であり、これは当社及び岩田合同法律事務所双方の売上高のそれぞれ1％未満であるため、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえて策定した当社の社外役員の独立性判断基準に照らして、同氏の社外取締役としての独立性に影響を与えないと考えております。
5. 社外役員に就任してからの年数について
安井宏樹氏は、現に当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって２年になります。
6. 当社は、安井宏樹氏との間で会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本総会において同氏が再任された場合には、本契約を継続する予定であります。また、当社は、本総会において本村健氏が監査等委員である取締役に選任された場合、本村健氏との間においても、同様の契約を締結する予定であります。
7. 本議案の選任が承認された場合、本村健氏との間において、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して被保険者が被る損害を補償することとしており、上記各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、各候補者は被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は当社が全額負担しております。

（ご参考）株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

取締役（監査等委員である取締役を除く。）

取締役 属性	企業経営 経営戦略	技術 研究開発	営業	製造 品質	法務 コンプライアンス リスク管理	財務 会計	IT DX	人事 人材開発	ESG サステナビリティ
石田　甲	○		○		○	○		○	○
仁井　克己	○				○	○	○	○	○
岡本　俊也	○		○				○		○
岡本　和久	○	○	○	○			○		
菅野　新智	○	○		○			○		○

監査等委員である取締役

取締役 属性	企業経営 経営戦略	技術 研究開発	営業	製造 品質	法務 コンプライアンス リスク管理	財務 会計	IT DX	人事 人材開発	ESG サステナビリティ
藤井　正人	○	○		○	○				
安井　宏樹	○				○	○			
本村　健	○				○				○

（注）一覧表は各自が有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第３号議案　補欠の監査等委員である取締役３名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであり、佐々木正光氏は監査等委員である取締役藤井正人氏の補欠者、杉本武史氏は監査等委員である社外取締役安井宏樹氏の補欠者、三浦繁樹氏は第２号議案が原案どおりに承認可決された場合、監査等委員である社外取締役本村健氏の補欠者であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	佐々木（ささき）　正光（まさみつ） （1958年７月６日生）	1977年４月　大井電子㈱入社 2008年４月　当社品質保証部次長 2012年４月　当社品質保証部次長兼同部信頼性管理グループマネージャー 2013年４月　当社監査室副室長 2013年６月　当社監査室長兼監査役付 2017年６月　当社監査役（2021年６月24日退任）	1,706株
	（補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割） 佐々木正光氏を補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由は、監査等委員である取締役に就任した際、当社監査役としての経験を踏まえ、監査に関する豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視野で経営につき提言いただくためであり、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上を期待しております。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生 年 月 日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所 有 す る
当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>杉 本 武 史
(すぎ もと たけ し)
(1962年1月3日生)</td><td>1985年４月　東洋信託銀行㈱入行
2003年10月　UFJ信託銀行㈱証券業務部営業企画ライン次長
2007年６月　三菱UFJ信託銀行㈱大宮支店長
2013年６月　三菱UFJ信託銀行㈱執行役員
横浜駅西口支店長
2018年６月　三菱UFJトラスト保証㈱取締役社長
2022年４月　三菱UFJトラスト保証㈱取締役会長（現任）</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割）
杉本武史氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、監査等委員である社外取締役に就任した際、金融機関における豊富な経験・見識のみならず、取締役としての経験から、広範かつ高度な視野で経営につき提言いただくためであり、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上を期待しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>三 浦 繁 樹
(み うら しげ き)
(1971年６月24日生)</td><td>1999年４月　弁護士登録（第一東京弁護士会）
児玉・齋藤法律事務所入所
2003年３月　半蔵門総合法律事務所パートナー（現任）
2014年４月　第一東京弁護士会常議員会副議長
2015年４月　最高裁判所司法研究所教官
2020年４月　第一東京弁護士会副会長</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割）
三浦繁樹氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、監査等委員である社外取締役に就任した際、弁護士としての法律に関する高い見識に基づき、広範かつ高度な視野で経営につき提言いただくためであり、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上が期待されるため、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。</td></tr>
</table>

（注）1. 上記各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 杉本武史氏及び三浦繁樹氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 杉本武史氏及び三浦繁樹氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、両氏との間において、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して被保険者が被る損害を補償することとしており、上記各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、各候補者は被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は当社が全額負担しております。

第４号議案　会計監査人変更の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。同監査法人については、監査継続年数が長期化していることから、当社事業規模に適した監査対応の相当性について、他の監査法人との比較検討を実施いたしました結果、監査等委員会の決定に基づき、新たな会計監査人として保森監査法人の選任をお願いするものであります。

会計監査人候補者及び監査等委員会が保森監査法人を会計監査人候補者とした理由は、次のとおりであります。

１．会計監査人候補者

名称	保森監査法人
主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 KDX御茶ノ水ビル
沿革	1982年2月設立
概要	資本金　　3,200万円 構成人員　社員（公認会計士）9名 公認会計士29名 公認会計士試験合格者2名 その他職員3名 合計43名 監査関与会社数　　19社 （2023年3月31日現在）
業務執行社員の氏名	二木健一、広部岳彦
公認会計士法に基づく上場会社等監査人登録制度への登録状況	改正公認会計士法の附則第3条3項の規定によるみなし登録を受けております。

２．監査等委員会が保森監査法人を会計監査人候補者とした理由

保森監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同法人の監査実績や監査報酬が当社の事業規模に適していること、また、同監査法人を起用することにより、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の専門性、独立性及び品質管理体制を総合的に検討した結果、適任と判断したためであります。

【株主提案（第５号議案及び第６号議案）】

第５号議案及び第６号議案は株主（１名）からのご提案によるものです。

第５号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の減額の件

（会社注）以下の議案の要領及び提案の理由は、提案株主から提出された2023年4月25日付け株主提案書に記載された内容を原文のまま記載したものです。

（１）議案の要領

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の限度額を年額4000万円以内とする。

（２）提案の理由

大井電気の取締役は、これまで期初に羊頭狗肉な業績予想を掲げ、株主に対し大きな期待を抱かせるも、結果として度重なる下方修正により、極めて不適切なミスリードを続発させていることに鑑み、その報酬の減額を求めるものです。業績予想にあたっては、策定後の事業環境の変化に伴い、多少の乖離は生じることは当然である一方、大井電気にあたっては下記の通り、わずか２年半で７回も下方修正を公表しており、取締役として経営資質、先見性がないと言わざるを得ません。

参考「直近の下方修正に伴う適時開示の経緯」

・2020年10月28日：「第2四半期累計期間（連結）業績予想と実績との差異及び通期（連結）業績予想の修正に関するお知らせ」（下方修正）
・2021年2月5日：「業績予想および配当予想の修正に関するお知らせ」（下方修正）
・2021年9月24日：「第2四半期累計期間（連結）業績予想の修正に関するお知らせ」（下方修正）
・2021年10月27日：「通期（連結）業績予想および配当予想の修正に関するお知らせ」（下方修正）
・2022年2月4日：「通期（連結）業績予想の修正に関するお知らせ」（下方修正）
・2022年10月12日：「第2四半期累計期間及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」（下方修正）
・2023年2月8日：「繰延税金資産の取崩しおよび通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」（下方修正）

この結果、下記の通り、期初予想とはかけ離れた実績が継続しており、株主をはじめステークホルダーへのミスリードが常態化しています。

21年3月期	売上高	営業利益	当期純利益
期初予想（A）	27,000	600	470
実績（B）	29,410	303	139
増減額（B-A）	2,410	△297	△331

22年3月期	売上高	営業利益	当期純利益
期初予想（A）	28,440	710	510
実績（B）	24,735	△819	△1,023
増減額（B-A）	△3,705	△1,529	△1,533

23年3月期	売上高	営業利益	当期純利益
期初予想（A）	28,200	640	390
23/2/8時点予想（B）	22,200	△600	△810
増減額（B-A）	△6,000	△1,240	△1,200

この件に関しては、大井電気の代表取締役社長の石田氏と面談を行った際、「度重なる下方修正についてはミスリードしていると考えている。計画の立て方は見直す必要があり責任があると考えている」とし、役員報酬の減額についても、「当然しないといけないと考えている。」と社長自ら仰っていました。本議案は、代表取締役社長の石田氏のご意向にも沿った提案であり、ここ数年、業績不振が続く経営責任も兼ねた至極当然な提案であると考えます。

◎取締役会の意見

第５号議案に反対いたします。

(1) 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決議状況について
　当社は、2021年6月24日開催の第97期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額を年額1億10百万円以内、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の額を年額36百万円以内と決議しております。
(2) 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額の限度額の合理性について
　第５号議案において年額4000万円以内とされている「報酬の限度額」とは、上記金銭報酬及び非金銭報酬の報酬総額の限度額であると解されますところ、当社と同業他社3社の報酬総額の限度額を比較しますと、当社の報酬総額の限度額は、比較対象とした同業他社3社の報酬総額の限度額をいずれも下回っており、同業他社の水準に照らしても不合理な金額ではないと考えております。
　また、第５号議案が「報酬の限度額」とする年額4000万円は他社水準を大きく下回る上、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）が株式保有を通じて株主の皆様との価値共有を進めることにより企業価値を向上させることを目的とする譲渡制限付株式報酬の交付の取組みを後退させるものであり、合理性を欠くものであると考えます。

※ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象に含む報酬の限度額の比較対照結果は以下のとおりです。（2022年3月31日現在）

	資本金	金銭報酬の限度額	非金銭報酬の限度額	総額
当社	27億8百万円	1億10百万円	36百万円	1億46百万円
A社	60億25百万円	1億90百万円	－	1億90百万円
B社	49億9百万円	1億80百万円	－	1億80百万円
C社	24億85百万円	1億50百万円	1億円	2億50百万円

(3) 業績予想の下方修正について
　提案株主は、当社取締役が、2021年3月期以降、期初に公表しております業績予想の下方修正を重ねていると指摘しております。
　当社としては、今後も業績予想の精度向上には努めて参りますが、2021年3月期以降の業績予想の下方修正は、新型コロナウイルス感染症が拡大して以降における部材の長納期化問題の影響を始めとして期初に見通すことが極めて困難な経営環境によるものであり、一定程度避け難いものであったと考えておりますので、株主の皆様にはご理解を賜りたい

と存じます。
(4) 報酬減額の実態
　提案株主は、当社代表取締役社長石田甲が提案株主との面談時に役員報酬の減額について、「当然しないといけないと考えている。」と発言した旨を株主提案書に記載しておりますが、これは発言の一部を切り取ったものであり、当社代表取締役社長石田甲は、2023年3月期の当社業績に対する責任として、役員報酬の減額を既に行っている旨を提案株主に説明しております。

※取締役に支給する報酬（2024年3月期支給分）の減額の詳細は以下のとおりです。
　①金銭報酬である業績連動報酬（賞与）（2023年6月支給）　　支給なし
　②月額報酬の減額（減額率）
　　取締役社長　　50%
　　取締役　　10%

以上の理由から、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

第６号議案　　当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の廃止の件

（会社注）以下の議案の要領及び提案の理由は、提案株主から提出された2023年4月25日付け株主提案書に記載された内容を原文のまま記載したものです。

（１）議案の要領

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の廃止の件

（２）提案の理由

敵対的買収における最大の防衛策は株価の向上です。しかしながら、大井電気が行っていることは、現在の低迷した株価水準を容認しつつ、なお買収防衛策の導入継続の意思があることから、現取締役の保身と判断せざるを得ません。目の前の課題を改善する姿勢は取らず、一方で買収防衛策のメリットのみを強調されるのは、取締役会による我田引水です。また、買収防衛策の導入は、より良い条件で株式を売却する機会を少数株主から奪うことになる恐れもあるため、買収防衛策の継続は少数株主の利益に反します。また、一般的に、コーポレート・ガバナンス・コード導入後は買収防衛策を廃止する傾向にあり、大井電気においても買収防衛策を導入すべきでありません。

◎取締役会の意見

第６号議案に反対いたします。

(1) 買収防衛策の導入・継続の経緯

当社は、2016年5月25日開催の取締役会において、株主の皆様のご承認を得ることを条件に「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「買収防衛策」といいます。）を導入した後、2019年6月26日開催の第95期定時株主総会及び2022年6月29日開催の第98期定時株主総会において、それぞれ内容を一部修正の上、買収防衛策を継続することをご承認いただき、現在に至っております。

(2) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(3) 買収防衛策が少数株主を含む株主共同の利益を確保・向上させるものであること

当社の買収防衛策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための枠組みであり、株式の大規模買付が行われる際に株主の皆様に大規模買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただけるよう、大規模買付行為を行おうとする者と当社取締役会がそれぞれ適切な情報提供をした上で株主の皆様に十分な検討時間を確保することを内容とするものですので、上記(2)の基本方針に沿うものであり、少数株主を含む株主共同の利益に資するものです。

また、当社の買収防衛策に基づく対抗措置の発動にあたっては、業務執行を行う経営陣から独立した当社社外取締役又は社外の有識者で構成される独立委員会の勧告を最大限尊重した上、取締役会において決議することとしておりますので、当社の買収防衛策が現経営陣の保身であるとの提案株主の指摘も当たりません。

今後も、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のある大規模買付行為が行われる可能性はありますので、このような事態に備えた対応策として買収防衛策をあらかじめ定めておくことは必要かつ適切であると考えます。

以上の理由から、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

以上

事　業　報　告

（2022年４月１日から2023年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、各種感染症対策や新生活様式の定着により、経済活動は緩やかに持ち直しの動きが継続しました。しかしながら、世界的なインフレや米国の金融不安問題、各国の金融引き締め政策の影響、地政学リスク等が、原材料・資材・エネルギー価格やサプライチェーンに与える影響等により、景気先行き感は依然として不透明な状況が続いております。当社グループをとりまく市場動向につきましては、第５世代移動通信システム（５Ｇ）の普及、巣ごもり需要や企業のＤＸ投資等を背景としたデータトラヒックの増大、ＩｏＴデバイスの急速な普及等により、当社ビジネス参入機会の拡大が見込まれております。

このような状況下、当社グループにおいては、世界的な供給不足及び極度の需給逼迫による部材調達納期の長期化等の問題を受け、特に情報通信機器製造販売において、部材の長納期化に対応した先行手配の実施、比較的入手が容易な部材への切り替え、そのために必要な再開発・再設計の実施、調達先拡大によるマルチソース化の一層の推進等の対応を進めて参りましたが、依然として一部製品の売上に遅延が生じる等の影響が継続しております。

当連結会計年度の売上高につきましては、情報通信機器製造販売が減少した結果、229億26百万円（前期比7.3％減）となりました。

損益につきましては、営業損失は４億66百万円（前期比３億52百万円損失減）、経常損失は４億39百万円（前期比３億55百万円損失減）、親会社株主に帰属する当期純損失は８億11百万円（前期比２億11百万円損失減）となりました。

［情報通信機器製造販売］

光波長多重化伝送装置を中心に昨年度に引き続き一定の引き合いがあるものの、部材調達問題に起因する生産への影響が長期化しており、生産に必要な一部主要部材確保の目処が立たないこと等により生産活動が停滞した結果、売上高は113億81百万円（前期比10.3％減）となりました。セグメント損益につきましては、コスト増分の製品価格への転嫁や、人件費削減を含む全社的なコスト見直し施策の実施等による利益確保に向けた対応を行って参りましたが、部材調達問題に起因する売上の減少により６億72百万円の損失（前期比４億78百万円損失減）となりました。

［ネットワーク工事保守］

主に電力向け通信線路工事が増加したものの、部材長納期化問題の影響等により全般的な売上規模が減少したため、売上高は115億45百万円（前期比4.2％減）となりました。セグメント損益につきましては売上の減少及び原材料価格の高騰等による原価率の悪化により２億８百万円の利益（前期比32.3％減）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資は４億41百万円であり、その主なものは、社内情報システム改修及び機器の生産増強のための設備や新製品開発用の試験装置等であります。なお、増資や社債発行等による特別な資金調達は行っておりません。

(3) 財産及び損益の状況

区分＼期別	第96期 (2020年３月期)	第97期 (2021年３月期)	第98期 (2022年３月期)	第99期 (2023年３月期)
売上高(千円)	25,314,544	29,410,371	24,735,568	22,926,723
営業利益又は損失 (△) (千円)	569,159	303,392	△819,018	△466,650
経常利益又は損失 (△) (千円)	620,405	375,869	△794,971	△439,531
親会社株主に帰属する当期純利益又は損失（△）(千円)	523,843	139,653	△1,023,544	△811,863
１株当たり当期純利益又は損失 (△) (円)	405.70	107.87	△788.03	△624.04
総資産(千円)	20,219,305	22,416,836	21,796,174	21,633,296
純資産(千円)	7,684,610	8,451,599	7,405,199	6,584,651

＜第96期＞

売上高につきましては、情報通信機器製造販売及びネットワーク工事保守事業が共に堅調に推移いたしました。損益につきましては、第95期の開発案件に関連して発生した工事損失引当金相当の利益の改善及び材料費、外注費、経費、人件費の効率化や削減等の施策による利益率改善により利益を計上いたしました。

＜第97期＞

売上高につきましては、情報通信機器製造販売及びネットワーク工事保守事業が共に堅調に推移いたしました。損益につきましては、情報通信機器製造販売において、主力製品の利益改善の遅れや、開発費用、品質対応費用の増加があったため、大幅に減少する結果となりました。

＜第98期＞

売上高につきましては、世界的な部材不足及びこれに伴う極度の需給逼迫の影響を受けた部材調達の遅れ等により、情報通信機器製造販売が減少いたしました。損益につきましては、部材調達に起因する売上の減少、部材価格の上昇等による原価率の悪化により、過年度より大幅に減少する結果となりました。

＜第99期＞

「1．企業集団の現況に関する事項（1）事業の経過及び成果」に記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの属する情報通信機器業界は、第5世代移動通信システム（5G）に代表される新たな情報通信ニーズ、増大する通信トラヒックへの対応として通信インフラへの設備投資が拡大基調にあること、IoT技術の利用による未開拓分野への情報通信技術の適用拡大を背景に、情報通信機器市場のより一層の拡大が期待されています。加えて企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）投資の進展や、SDGs達成のためのデジタル技術の活用などが情報通信設備の需要を後押ししております。

一方で情報通信技術の発展に伴う技術の更なる高度化、情報通信機器のコモディティ化が進展しており、これに対応するためには技術力及び製品付加価値の継続的な向上が必須であります。また、新型コロナウイルス感染症拡大やその他複合的な要因から、世界的な半導体不足を始め部材調達において不透明な状況が発生しております。当社の製造計画に及ぼす影響のみならず、顧客の投資計画が流動的となる可能性についても注視する必要があると考えております。

当社グループといたしましては、こうした環境変化に対応して、安定的な収益基盤の構築を図り、成長分野に向け、引続き以下の具体的施策の展開を推進してまいります。

① 経営戦略

当社グループは、大井電気㈱及びオオイテクノ㈱が主に情報通信機器製造販売事業を、日本フィールド・エンジニアリング㈱及び日本テクニカル・サービス㈱が主にネットワーク工事保守事業を営んでおります。各社の自立経営を基本としつつ、グループ間でのシナジーを発揮することで、グループ全体での事業規模・利益拡大を図ってまいります。

各セグメントの経営戦略は以下のとおりです。

（情報通信機器製造販売）

情報通信機器業界は、事業環境の変化が激しく、特に成長分野においては競争が激化する傾向にありますが、将来を見据えた研究開発・人材育成を着実に推進するとともに、コスト競争力の強化に取り組むことで、中長期的な事業規模の拡大・利益成長を目指してまいります。

社会インフラ（電力、鉄道、官公庁、通信キャリアなど）向けの情報通信機器については、基盤事業におけるシェアの拡大を図るとともに、OTN（*1）プラットフォーム事業、IoT関連に利用されるLPWA（*2）事業など昨今の通信インフラの多様化・効率化ニーズに対応した事業や、地方自治体向け防災事業、エネルギーマネジメントシステム関連

事業など社会的なニーズの高い新規事業に積極的に取り組んでまいります。

*1 Optical Transport Network

*2 Low Power Wide Area

（ネットワーク工事保守）

ネットワーク工事保守業界においては、スマートグリッド関連や防災関連など事業機会自体は拡大の方向にありますが、一方で価格競争は近年益々激化する傾向にあり、価格対応力の強化が大きな課題となっております。

こうした厳しい環境下でありますが、長年培ってきた、保守・工事におけるノウハウ・技術力を生かし、また価格対応力を強化することで、着実に事業規模の拡大・利益成長を目指して取り組んでまいります。

② 経営体質の強化

当社グループは、電力会社・官公庁等の事業の関係から下半期に売上計上が集中し、また、顧客の調達方針の変化等が業績に与える影響も大きいことから、生産性向上活動の推進や事業性を吟味した設備投資など、収益規模変動に柔軟に対応できる経営体質を確保してまいります。

③ 企業価値向上に向けた取り組み

コア技術や将来方向を見据えた人的資源の配置と人材育成に努めるとともに、コンプライアンス、環境等の社会的責任課題に対して、全体最適の観点から企業価値向上に取り組んでまいります。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、情報通信機器製造販売において部材長納期化問題の影響を強く受けております。そのため、生産に必要な一部主要部材確保の目処が立たないこと等により生産活動が停滞し、売上が大幅に減少した結果、２期連続で営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上いたしました。

このような厳しい外部環境が今後も当社グループの事業へ多大な影響を与えることが予想され、当社グループについて、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識しております。

このような状況に対して、当社グループは当該事象又は状況を解消又は改善するため、重要な大型受注案件の確実な売上確保、増加コストの販売価格への転嫁や人件費・経費等のコスト削減の推進を中心とした収益基盤の施策実行に加え、部材在庫の適正管理により資産効率を高めるなどの財務基盤の健全化施策を推進し、取引先金融機関とも緊密な関係を維持してまいります。

これらの諸施策の実施により、当社グループにおいて、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
日本フィールド・エンジニアリング株式会社	75,000千円	53.18%	電子通信施設、給電施設の工事、通信線路工事及び保守受託業務
日本テクニカル・サービス株式会社	50,000千円	100%	各種電子機器及び通信機器の据付工事並びに保守受託業務及び販売
オオイテクノ株式会社	20,000千円	75%	各種通信機器・電子機器のソフトウェアの開発、設計及び販売
株式会社エヌ・エフ・サービス	10,000千円	(53.18%)	電子通信施設、給電施設の工事・保守受託業務

(注) 株式会社エヌ・エフ・サービスは、日本フィールド・エンジニアリング株式会社が100%の議決権を保有しております。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（2023年３月31日現在）

当社グループは、以下の製品の製造、販売並びに工事・保守受託業務等を主な事業内容としております。

区分	主な製品
情報通信機器製造販売	光伝送システム、セキュリティ・監視システム、リモート計測・センシングシステム、無線応用システムの関連機器
ネットワーク工事保守	通信設備、光ネットワーク、ＣＡＴＶ等の工事・保守

(8) 主要な事業所、工場及び研究所（2023年３月31日現在）

当社本社　横浜市港北区菊名七丁目３番16号
当社支社　６支社（札幌市・仙台市・名古屋市・吹田市・広島市・福岡市）
当社工場　水沢製作所（奥州市）
当社研究所　仙台研究開発センター（仙台市）
子会社　日本フィールド・エンジニアリング㈱国内10拠点
日本テクニカル・サービス㈱国内12拠点
オオイテクノ㈱国内２拠点
㈱エヌ・エフ・サービス国内１拠点

(9) 従業員の状況（2023年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
情報通信機器製造販売	484名	9名減
ネットワーク工事保守	520名	8名減
合　　計	1,004名	17名減

② 当社の従業員の状況

従　業　員　数		前期末比増減	平　均　年　令	平均勤続年数
男　　子	371名	13名減	45.9才	22.1年
女　　子	54名	3名増	44.6才	21.2年
合計又は平均	425名	10名減	45.7才	22.0年

(10) 主要な借入先の状況（2023年３月31日現在）

借　入　先　名	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	3,347,006千円
株式会社三井住友銀行	1,552,000千円
株式会社みずほ銀行	800,000千円
株式会社岩手銀行	568,860千円
株式会社横浜銀行	537,224千円
株式会社りそな銀行	300,000千円
株式会社日本政策金融公庫	8,100千円

(11) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、中長期的な企業価値の向上を基本目標としつつ、利益配分については、当期の業績及び今後の業績動向、将来への成長投資、財務体質の強化を総合的に勘案し、中長期的な株主利益の向上を図ることを基本方針としております。

2．会社の株式に関する事項（2023年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　5,480,000株
(2) 発行済株式総数　1,470,000株（自己株式 168,719株）
(3) 株主数　941名
(4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
UNEARTH INTERNATIONAL LIMITED	249千株	19.13%
三菱電機株式会社	247千株	19.00%
石田甲	43千株	3.36%
KMマネジメント株式会社	40千株	3.14%
大井電気従業員持株会	35千株	2.74%
石田哲爾	31千株	2.40%
三菱UFJ信託銀行株式会社	30千株	2.31%
島根良明	28千株	2.16%
一般財団法人石田實記念財団	22千株	1.71%
石橋健	16千株	1.24%

（注）持株比率は、自己株式（168,719株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役を除く）	1,041株	５名
取締役（監査等委員）	179株	３名

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2023年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況	重要な兼職先と当社との関係
取締役社長 (代表取締役)	石　田　　甲	日本フィールド・エンジニアリング㈱　取締役会長	子会社
取　締　役	仁　井　克　己	経営管理本部長	
取　締　役	岡　本　俊　也	営業統括副統括兼第二営業本部長	
取　締　役	岡　本　和　久	SE本部長	
取　締　役 (監査等委員)	藤　井　正　人		
取　締　役 (監査等委員)	保　々　雅　世	㈱イグアス　社外取締役 ㈱ＶＡＣＡＮ　社外取締役 ㈱シイエム・シイ　社外取締役	重要な取引関係なし 重要な取引関係なし 重要な取引関係なし
取　締　役 (監査等委員)	安　井　宏　樹		

（注）1. 取締役保々雅世氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、2019年６月、同取引所に届け出ております。
2. 取締役安井宏樹氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、2021年６月、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員である取締役の安井宏樹氏は金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役千葉敏幸氏は2023年1月19日に逝去により退任いたしました。同氏の退任時の担当及び重要な兼職はございませんでした。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反であることを認識しながら行った行為等に起因する対象事由等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役（監査等委員を含む。）であり、当社が保険料の全額を負担しております。

(3) 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

当社は、監査等委員の調査・監査機能を強化し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における状況共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、藤井正人氏及び安井宏樹氏を常勤の監査等委員として選任しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の役員報酬は、持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を図る上で、各々の役員が果たすべき役割を最大限発揮するためのインセンティブ及び当該役割発揮に対する対価として機能することを目的とし、取締役が担う短期・中長期の経営責務に対するバランスを備えたインセンティブ制度の構築を図ることを、報酬決定に関する基本方針としています。

具体的には、取締役報酬は、業績に連動しない金銭報酬として毎月定額で支払う基本報酬と、業績に連動する報酬として短期業績に連動する金銭報酬である賞与及び中長期的な株主価値に連動する非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬から構成されております。

報酬限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役において、それぞれ別に株主総会の決議により決定されており、その各限度額の範囲内において取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬は取締役会（含代表取締役一任）において、監査等委員である取締役報酬は監査等委員である取締役の協議に基づき、総額及び各人への配分を決定しています。

当社は、当該決定方針の決定について、取締役会の決議によることとしており、当事業年度におきましては2022年４月27日開催の取締役会において決議しました方針に基づき役員報酬を決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2021年６月24日開催の第97期定時株主総会において年額１億10百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分に属する給与及び賞与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は５名です。

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の付与のために支給する債権の総額は、2021年６月24日開催の第97期定時株主総会において年額36百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）員数は５名です。

当社監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年６月24日開催の第97期定時株主総会において年額46百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名です。

当社監査等委員である取締役の非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の付与のために支給する債権の総額は、2022年６月29日開催の第98期定時株主総会において年額720万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名です。

③　取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬のうち、基本報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬についての決定を代表取締役社長石田甲に委任しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、迅速な意思決定を行うためには、代表取締役社長である石田甲に委任することが最も適していると判断したためであります。

なお、当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長石田甲は指名・報酬委員会の答申を踏まえて個人別の報酬等の額を決定するものとしております。

④　取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。）	31,967	27,674	－	4,293	6
監査等委員である取締役（うち社外取締役）	24,214 (14,951)	23,436 (14,508)	－	778 (443)	3 (2)

⑤　業績連動報酬等に関する事項

当社は、取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して業績連動報酬等として賞与及び譲渡制限付株式報酬を支給しております。

賞与は、責任の明確化を図るため取締役の任期が１年となっていることに鑑みて、単年度の会社業績及び担当職位毎に設定した目標達成度を指標とし、当該事業年度の連結業績（売上高、営業利益、純利益等を総合的に勘案）に連動して取締役会で決定しています。業績指標として、単年度の会社業績及び担当職位毎に設定した目標達成度を選定した理由は、事業年度の業績を端的に評価するとともに、取締役が中長期的に果たすべき職責を表すために適切であると判断したためであります。

毎期の連結業績評価の検討、審議を取締役会で行う際には、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、相当と思われる額を取締役会及び監査等委員会にて決定しております。

当事業年度を含む売上高、営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の推移は１.（3）財産及び損益の状況に記載のとおりです。

譲渡制限付株式報酬は、交付時期を退任時とした株式報酬であり、在任期間中に株式を実際に保有することで、株式報酬が目指している株主として保有という目的を直接的かつ強力に実現するものであります。

なお、本株式報酬の決定については、指名・報酬委員会の答申を受けた取締役会が定めた報酬方針・手続きに則り、既定のテーブルに基づき決定しております。

⑥　非金銭型報酬等の内容

取締役が株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。

当該株式報酬の内容及びその交付状況は前記⑤及び２．会社の株式に関する事項に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

①　他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

各社外役員の重要な兼職先と当社との関係は、前記(1)「取締役の状況」に記載のとおりです。

②　当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	安井　宏樹	当事業年度開催の取締役会及び監査等委員会それぞれの全てに出席し、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための質問、助言を行っております。また、常勤の監査等委員である取締役として、他の取締役からの聴取、代表取締役との意見交換、事業所・子会社の往査なども行っております。
取締役 (監査等委員)	保々　雅世	当事業年度開催の取締役会及び監査等委員会それぞれの全てに出席し、専門分野で培ってきた豊富な経験・見識から、経営上重要な投資計画や社内情報システム改修等に関する発言を行っており、独立した客観的立場から取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上に努めております。

③　責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役安井宏樹氏及び保々雅世氏との間において、会社法第427条第１項並びに定款第33条の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

会社法第423条第１項の損害責任について、責任の限度額は、法令が規定する額としております。

4．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称　　ＥＹ新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　　42,000千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

42,000千円

（注）1. 監査等委員会は、会計監査人から、当年度の事業年度の監査日数、人員配置など監査計画の説明を受け、前年度の実績と評価、当年度の会計監査人の監査の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬額について同意いたしました。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、監査等委員会で審議し、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人の解任を検討いたします。

会計監査人を解任した場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**16,850,338**	**流動負債**	**11,444,345**
現金及び預金	2,123,514	支払手形及び買掛金	2,030,482
受取手形	44,052	電子記録債務	44,523
売掛金	5,980,940	短期借入金	6,530,000
契約資産	229,737	1年内返済予定の長期借入金	80,080
電子記録債権	325,708	リース債務	14,724
商品及び製品	1,261,879	未払金	1,054,208
仕掛品	4,778,000	未払法人税等	82,847
原材料及び貯蔵品	1,971,738	未払消費税等	148,488
その他	137,476	賞与引当金	569,948
貸倒引当金	△2,710	役員賞与引当金	10,380
固定資産	**4,782,958**	工事損失引当金	375,128
有形固定資産	**2,805,940**	資産除去債務	681
建物及び構築物	1,008,845	その他	502,852
機械装置及び運搬具	43,515	**固定負債**	**3,604,299**
工具器具及び備品	352,906	長期借入金	503,110
土地	1,312,178	リース債務	22,702
リース資産	33,528	長期未払金	39,046
建設仮勘定	54,966	役員退職慰労引当金	27,173
無形固定資産	**640,621**	繰延税金負債	43,277
ソフトウェア	212,802	退職給付に係る負債	2,883,498
その他	427,819	資産除去債務	84,781
投資その他の資産	**1,336,395**	その他	710
投資有価証券	664,255	**負債合計**	**15,048,645**
長期貸付金	3,168	**純資産の部**	
繰延税金資産	387,425	**株主資本**	**5,069,851**
その他	282,250	**資本金**	**2,708,389**
貸倒引当金	△704	**資本剰余金**	**1,401,317**
		利益剰余金	**1,482,050**
		自己株式	**△521,905**
		その他の包括利益累計額	**27,311**
		その他有価証券評価差額金	**165,245**
		退職給付に係る調整累計額	**△137,933**
		非支配株主持分	**1,487,488**
		純資産合計	**6,584,651**
資産合計	**21,633,296**	**負債及び純資産合計**	**21,633,296**

連結損益計算書

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**22,926,723**
売上原価		**18,889,659**
売上総利益		**4,037,063**
販売費及び一般管理費		**4,503,714**
営業損失		**△466,650**
営業外収益		
受取利息及び配当金	22,816	
雑収益	82,283	105,100
営業外費用		
支払利息	59,278	
雑損失	18,702	77,981
経常損失		**△439,531**
特別利益		
固定資産売却益	29,407	
投資有価証券売却益	20,429	49,837
特別損失		
固定資産売却損	23,142	23,142
税金等調整前当期純損失		**△412,836**
法人税、住民税及び事業税	73,663	
法人税等調整額	188,794	262,458
当期純損失		**△675,294**
非支配株主に帰属する当期純利益		136,568
親会社株主に帰属する当期純損失		**△811,863**

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０２３年5月３０日

大 井 電 気 株 式 会 社

取締役会　御 中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　須　山　誠一郎

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　尾　絹　代

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、大井電気株式会社の２０２２年４月１日から２０２３年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大井電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。
　監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**12,043,300**	**流動負債**	**9,639,637**
現金及び預金	856,321	電子記録債務	44,523
受取手形	29,328	買掛金	1,738,412
電子記録債権	312,999	短期借入金	6,900,000
売掛金	3,125,228	1年内返済予定の長期借入金	54,756
製品	34,859	リース債務	14,724
半製品	1,145,279	未払金	160,037
材料	1,918,883	未払費用	258,008
仕掛品	4,502,629	未払法人税等	38,433
貯蔵品	14,819	未払消費税等	53,726
前払費用	14,637	前受金	20,760
未収入金	87,420	預り金	16,048
その他	1,551	賞与引当金	169,984
貸倒引当金	△658	工事損失引当金	169,000
固定資産	**3,060,736**	資産除去債務	681
有形固定資産	**1,819,322**	その他	540
建物	837,935	**固定負債**	**2,678,179**
構築物	50,242	長期借入金	503,110
機械装置	43,515	リース債務	22,702
車両運搬具	0	繰延税金負債	43,277
工具器具備品	313,380	退職給付引当金	1,985,261
土地	485,752	長期未払金	39,046
リース資産	33,528	資産除去債務	84,781
建設仮勘定	54,966	**負債合計**	**12,317,816**
無形固定資産	**611,680**	**純資産の部**	
ソフトウエア	185,130	**株主資本**	**2,681,660**
その他	426,550	**資本金**	2,708,389
投資その他の資産	**629,733**	**資本剰余金**	**1,442,759**
投資有価証券	392,342	資本準備金	1,442,759
関係会社株式	168,025	**利益剰余金**	**△947,582**
長期前払費用	30,291	その他利益剰余金	△947,582
その他	39,073	繰越利益剰余金	△947,582
		自己株式	**△521,905**
		評価・換算差額等	**104,559**
		その他有価証券評価差額金	**104,559**
		純資産合計	**2,786,220**
資産合計	**15,104,036**	**負債及び純資産合計**	**15,104,036**

損 益 計 算 書

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**11,458,873**
売上原価		**8,640,315**
売上総利益		**2,818,558**
販売費及び一般管理費		**3,503,185**
営業損失		**△684,627**
営業外収益		
受取利息及び配当金	68,675	
雑収益	94,187	162,862
営業外費用		
支払利息	59,741	
雑損失	13,664	73,406
経常損失		**△595,171**
特別利益		
投資有価証券売却益	20,429	**20,429**
税引前当期純損失		**△574,741**
法人税、住民税及び事業税	11,129	
法人税等調整額	274,973	286,103
当期純損失		**△860,844**

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０２３年5月３０日

大 井 電 気 株 式 会 社

取締役会　御 中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　須　山　誠一郎

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　尾　絹　代

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、大井電気株式会社の２０２２年４月１日から２０２３年３月３１日までの第９９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第99期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

なお、新型コロナウィルス感染症対策として一部監査等にウェブ会議システムを利用し実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、重点監査項目等を定めた監査計画を策定し、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所について業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告の一部として当社ウェブサイトに記載されている会社法施行規則第118条第３号イの株式会社の支配に関する基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告の一部として当社ウェブサイトに記載されている株式会社の支配に関する基本方針は相当であると認めます。当該ウェブサイトに記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年５月３０日

大井電気株式会社監査等委員会

常勤監査等委員　藤井　正人　㊞

常勤社外監査等委員　安井　宏樹　㊞

社外監査等委員　保々　雅世　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図


◉菊名駅より徒歩７分
◉お車の場合は大豆戸交差点より
新横浜方向２つ目の信号を左折
してください。
至東京
至渋谷
東急東横線
大豆戸交差点
株主総会会場
文理学院
英女子
アマノ
ヒロセ
サミット
団地
団地
新幹線
クリーニング
網島街道
横浜銀行
一方通行
菊名
横浜アリーナ
至東神奈川
新横浜プリンスホテル
横浜線
至横浜
至第三京浜
港北インター
新横浜